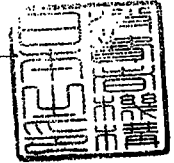


2014年(平成26年)9月20日

旭化成ホームズ株式会社  
代表取締役 池田 英輔 様

適格消費者団体  
特定非営利活動法人  
専務理事 磯 辺 浩

消費者機構日本



### ご回答に対する要請

先日は、当機構からの2014年5月12日付け「申入れ書」に対する回答をいただきまして、ありがとうございました。

貴社からのご回答のうち、申入れ事項1については、別途、消費者契約法第41条1項に基づく差止請求書を送付いたします。詳細は当該書面をご覧ください。

なお、申入れ事項2および3については、改定のご検討をいただけるのご回答でしたので、早期に是正実施をお願いいたします。つきましては、下記の内容について10月20日までにご回答をお願いします。

### 記

申入れ事項2（約款第20条2項）および3（約款第7条2項）について

1. 改定の条項案をご提示ください。
  2. 上記の条項を改定する時期をお知らせください。
- 以上を書面でご回答いただきますようお願いいたします。

### 参考資料

- ・2014年5月12日付け 消費者機構日本からの「申入れ書」
- ・平成26年6月4日付け 貴社からの「ご回答」文書

以上

＜本件に関する問合せ＞ 消費者機構日本 事務局 並木 静香  
〒102-0085 東京都千代田区六番町15 主婦会館 プラザエフ6階  
TEL03-5212-3066 FAX03-5216-6077  
E-mail namiki@coj.gr.jp